

# 工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱

(平成28年3月31日管理者決裁)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、指名競争入札により工事についての請負の契約を締結しようとする場合における最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 契約の内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の13により準用する施行令第167条の10第2項の規定に基づき設定する価格をいう。
- (2) 入札執行者 入札事務を執行する職員をいう。
- (3) 直接工事費 工事目的物を造るために直接必要とする費用をいう。
- (4) 共通仮設費 各工事種目に共通の仮設に要する費用をいう。
- (5) 純工事費 直接工事費及び共通仮設費の合計額をいう。
- (6) 現場管理費相当額 工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用（現場経費、工場管理費、据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。）をいう。
- (7) 一般管理費等 工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用をいう。

## (対象とする契約)

第3条 この要綱は、指名競争入札により予定価格500万円以上千万円未満の工事の請負契約を締結しようとする場合について適用する。

## (入札参加者への周知)

第4条 前条の場合においては、当該契約に係る施行令第167条の12第2項に規定する指名競争入札の指名に係る通知に、この要綱の規定を適用する旨を明示するものとする。

## (最低制限価格の算出方法)

第5条 最低制限価格は、本局の予定価格の算出の基礎となった純工事費に100分の90を乗じて得た額、本局の予定価格の算出の基礎となった現場管理費相当額に100分の90を乗じて得た額及び本局の予定価格の算出の基礎となった一般管理費等に100分の75を乗じて得た額（いずれも当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）の合計額とする。

2 工事の特性により予定価格の算出において前項に掲げる工事費構成費目以外の費目をを用いる場合の最低制限価格は、管理者が別に定める。

## (入札の執行)

第6条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を行った者を失格とし、

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、入札執行者は、当該入札者に対して、その旨を告げるものとする。

- 2 落札者となるべき入札者がなかったときは、入札執行者は、再度の入札を行うものとし、全ての入札者に対してその旨を告げるものとする。
- 3 前項の場合において、落札者となるべき入札者がなかったときは、入札執行者は、当該入札を中止するものとし、全ての入札者に対してその旨を告げるものとする。

### **(委任)**

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の規定は、実施日以後に指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。